

広島県告示第九百九十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年十月九日

広島県知事 藤田 雄山

指定居宅サービス事業者	名 称	フランズベッドメ ディカルサービ ス株式会社	フランズベッドメ ディカルサービ ス株式会社	フランズベッドメ ディカルサービ ス株式会社東広 島営業所	介護住宅リ フォームセン ターライブリー	廃止年月日
	主たる事務所 の所在地	東京都新宿区百人 町一丁目二五番一 号	東京都新宿区百人 町一丁目二五番一 号	東広島市志和町字 別府七〇―一	福山市松永町四丁 目八―四中央ビル一 階	
居宅サービス事業を 廃止した事務所	名 称	フランズベッドメ ディカルサービ ス株式会社福山 営業所	フランズベッドメ ディカルサービ ス株式会社東広 島営業所	フランズベッドメ ディカルサービ ス株式会社東広 島営業所	介護住宅リ フォームセン ターライブリー	廃止年月日
	所 在 地	福山市南蔵王二丁 目一四―一	福山市南蔵王二丁 目一四―一	東広島市志和町字 別府七〇―一	福山市松永町四丁 目八―四中央ビル一 階	平成一九年五 月一日
		平成一九年五 月一日	平成一九年五 月一日	平成一九年五 月一日	平成一九年七 月二一日	